

【徳島県指定（平成19.2.2決定）文化財】

史跡・・・1件

徳島県教育委員会は、徳島県文化財保護審議会の答申に基づき、以下の事項を決定した。

（指定された文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
史跡	ドイツ兵の慰霊碑	1件 76.25m ²	徳島県鳴門市大麻 町桧字丸山26-1， 字尾山谷13-2	鳴門市

【概略】

ドイツ兵の慰霊碑

板東俘虜収容所跡地の一角に、死去した同志のための記念碑として建設されたものである。

俘虜有志の賛同と松江所長の好意によって、徳島市駐屯部隊司令官の許可を得て、板東俘虜収容所及びその関連施設で亡くなった同志のための記念碑建設が立案され、反対意見もあったが、最終的に建設賛成派が多数を占め、1919（大正8）2月17日に作業開始、同年8月31日に完成した。

その後、人知れず埋もれていたが、戦後、地元住民によって、地道な清掃と慰霊が続けられ、1960年に、その活動が広く知れわたったことが、西ドイツ総領事を通じて、ドイツ国内にも広まった。元俘虜との交流は、旧大麻町での「ドイツ勇士慰霊祭」、さらには鳴門市とリューネブルグ市との姉妹都市へと発展。現在の日独交流の基となった象徴的な存在でもある。

この慰霊碑は、すでに県指定史跡となっている「ドイツ橋」同様、ドイツ人が設計・施工した碑として資料的価値が高く、全国に類を見ないものである。